

第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理の質の充実と審理の迅速化の両立が求められる。そこで、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1 審理の質の充実化に向けた取組

審判では、当事者との積極的な意思疎通、裁判所の動向の把握・分析等によって審理内容の充実を図るとともに、産業界や外部有識者の知見の積極的な活用により、審理の一層の適正化に努めている。

(1) 審理内容の充実

審理の質の充実化を図るため、特に次の4点の施策を実施している。

① 当事者との積極的な意思疎通

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している（特実無効審判の場合、原則全件実施している）。口頭審理は、合議体と当事者が口頭でやりとりをすることで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。

さらに、口頭審理をより円滑に実施するため、IT機器を導入した審判廷を整備した。当該機器により、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判合議体³が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、より当事者がお互いの主張を尽くせるようになっている。

また、拒絶査定不服審判事件⁴においては、

面接審理の活用により、審判請求人と合議体との意思の疎通を円滑にし、審理の充実化を図っている。さらに、一次審理通知までの期間を利用して、原審審査官⁵により前置報告書⁶が作成された事件について、審判請求人に意見を求める「前置報告を利用した審尋⁷」の送付を、必要に応じて実施している。

② 裁判所の動向の把握・分析

的確な審理の遂行のため、審決取消訴訟判決や、侵害訴訟判決における権利の有効性に関する判示内容を分析・共有している。また、無効審判等においては、裁判所との情報交換や当事者への確認を通じ、侵害訴訟で提出された、無効の抗弁の主張に関する証拠資料を入手し、それを審理に活用している。

③ 審理指揮経験の共有

無効審判事件の審理や口頭審理の経験が豊富な審判長の審理指揮経験を活用するため、当該審判長による分野を越えた合議体への参加や、特殊事例等の困難な事件に関する審理

1. 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判

2. 登録商標の不使用や商標権者による不正使用が認められる場合に、当該登録の取消を請求する審判

3. 審判事件は、3人又は5人の審判官で構成された審判合議体によって審理されている。

4. 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てる審判

5. 拒絶査定不服審判の請求対象である拒絶査定を行った審査官

6. 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについては、特許法第162条の規定により、審査官が審査を行う。この審査を前置審査といい、上記補正によっても依然として拒絶査定を維持すべきと審査官が判断した場合、審査官はその結果を特許庁長官に報告する。これを前置報告という。

7. 審判請求人に、前置審査での審査官の見解を通知する手続

の進め方の知見の共有によって、審理の充実化を図っている。

④ 審査の質の維持・向上への貢献

審判部は、審理結果の審査部へのフィードバックや審査部との意見交換会等により、審査部との情報交換を行っている。これにより、審判部は審査部の上級審として、審査の質の維持・向上へ貢献している。

(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化

産業界や外部有識者の知見を活用し、審理の一層の適正化を図るため、特に次の2点の施策を実施している。

① 審判参与

2007年度末から、知的財産分野における

経験が豊富な元裁判官や学識経験者を審判参与として迎え、高度な法律問題に対する助言を得るとともに、研修等の講師を依頼している。また、審判参与による審判参与会を開催して審判における制度・運用の在り方について提言を受け、審判部における運用の一層の適正化等を図っている。

② 審判決調査員

当事者の納得感と審理の透明性の一層の向上に資するべく、法曹資格等を有する審判決調査員を活用して口頭審理や審理事項通知書・調書の内容について外部的視点から見た参考意見の作成を行い、口頭審理を審理指揮した審判長にフィードバックしている。また、民事法的側面からの相談等、審判決調査員を積極的に活用して審理に取り組んでいる。

2 迅速な審理に向けた取組

当事者系審判と査定系審判において、それぞれ紛争の早期解決と早期権利取得の観点から、迅速な審理に向けて、以下の取組を行っている。

(1) 紛争の早期解決～権利付与後の審判～

無効審判等の、権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

また、2010年度から、「審理事項通知書¹」の運用を開始し、口頭審理における審理事項を事前に示すことにより、審決に必要な両当事者の主張・立証を口頭審理の場において尽くさせ審理内容を充実させるとともに、審理期間の短縮化を図っている。

(2) 権利の早期取得～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす²拒絶査定不服審判事件について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理制度を実施している。2013年の早期審理の申出件数は、特許が153件、意匠が1件、商標が8件であり、そのうち特許については、2013年度末時点で、全ての申出に対し、同年度の特許庁の目標（10か月以内の審決発送）を実現している。

1. 合議体が口頭審理期日に予定している審理事項を期日前に当事者に伝え、それを踏まえた口頭審理陳述要領書の作成等の準備を促すことにより、口頭審理を円滑に行い、審決に必要な資料を収集するためのもの

2. 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。
さらに、審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等であるものを震災復興支援早期審理の対象としている。

3 国際的な連携強化に向けた取組

審判分野において諸外国特許庁と情報交換等を進めることにより、国際的な連携強化に向けた取組を行っている。

(1) 中国

2013年11月に中国の専利復審委員会(日本の審判部に相当)を訪問し、両国の審判分野における協力や審判制度等についての情報収集を行った。その後開催した日中特許庁長官会合において、審判分野においては、日中審判専門家会合を定期会合化し、交流を深めることに合意した。

(2) 韓国

第4回日韓審判専門家会合を2013年7月に東京で開催し、日韓の審判制度に関する

最新情報を交換し、国際審判官協議の実施に合意した。

その後、初の国際審判官協議として2013年11月に日本から韓国の特許審判院(日本の審判部に相当)へ審判官を派遣し、口頭審理の傍聴に基づく協議や審判の審理実務の調査を行った。

その他にも、上記中国、韓国と日本の三庁間で、審判分野における相互理解や情報交換を進めることを目的として、第1回日中韓審判専門家会合を2013年8月に東京で開催した¹。

1. 第3部第3章第1.(5)①参照